

放課後児童クラブ利用料減免制度のご案内

こちらの資料は横浜市が出している「放課後キッズクラブ利用料減免制度のご案内」を一部改変したものです。横浜市の放課後キッズクラブや放課後児童クラブ（学童クラブ）の減免に関することが書かれています。

利用料減免制度とは

横浜市では、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

令和3年度から減免の対象者の拡充を行い、**「横浜市就学援助を受けている方」も減免対象となります。**つきましては、これまで減免の対象とならなかった方におかれましても本案内をご一読くださいますようお願いいたします。

減免の適用を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、当クラブへ必要書類をご提出ください。

減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①**横浜市就学援助を受けている方(令和3年度より新たに追加)**
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

減免金額

減免対象となる場合、**2,500円**（令和5年4月現在）が減免となります。

申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、当クラブへ必要書類をご提出ください。
(対象となる方によって提出書類や提出時期が異なります。)

	①就学援助を受けている方	②生活保護世帯の方	③市民税所得割非課税世帯の方
提出書類	<p>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】 ※年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。 (当該月から減免の適用となります。)</p>	<p>保護証明書【原本】 又は 生活保護費支給証【写し】</p>	<p>以下のうちのいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます(1件につき300円がかかります)。 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
書類に関する留意事項	<p>4月に当初申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。 4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金)</p>	<p>保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。 (無料です。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後当クラブへお問合せください。 ・市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。
提出時期	学校から受理次第速やかに	当クラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時	当クラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時

なお、①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合等)については、必ずクラブにお申し出ください。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

よくある質問

Q 就学援助を受けており、また、市民税所得割非課税世帯でもある場合は、どちらの証明書類を提出したらよいですか。

A どちらでも構いません。

ただし、今年度から新たに減免を受ける市民税所得割非課税世帯の方は、申込時期によっては2回書類を提出していただく場合がございます。また、就学援助を受けている方の場合は、4月から書類を提出するまでの期間は利用料を全額お支払いしていただく必要がありますのでご承知おきください。

Q 就学援助を受けており、減免を受けようと思いますが、4月から「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出するまでの期間は、利用料を全額払う必要がありますか。

A 4月から書類を提出するまでの期間の利用料については、全額お支払いが必要です。

7月以降に「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出していただいた場合は、クラブを通じて減免相当額を返金いたします。

Q 4月から入学するにあたり、昨年12月に「入学準備費」を受給し、「【令和3年度新入学】入学準備費申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」を持っていますが、こちらのコピーを提出することで、減免を受けることができますか。

A 減免を受けることができません。

当クラブの減免を受ける場合は、4月以降に就学援助制度を申請した場合に学校から送付される「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出する必要があります。

Q 就学援助制度の申込書はいつでももらうことができますか。

A 始業式または入学式以降の4月上旬に学校から配布します。

就学援助制度の申込等に関することは、お子さんが通われる学校へお問合せください。

Q 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」を紛失してしまいました。減免を受けるためには何を提出したらよいですか。

A 11月下旬頃に学校から送付される「支給についてのお知らせ」【コピー】を提出してください。

Q 横浜市内の私立の学校に通っており、「横浜市私立学校等就学奨励費」を受けている場合は減免の対象となりますか。

A 減免の対象となります。希望される場合は、12月頃に学校から送付される「私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

※国立・県立学校に在学の場合は、横浜市教育委員会から10月頃に送付される「私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 「個別支援学級就学奨励制度」により、就学奨励費を受給していますが、減免の対象となりますか。

A 対象とはなりません。なお、お子さんが横浜市立小学校の個別支援学級に通学しており、「就学援助制度」の認定を受けている場合は対象となりますので、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 令和2年度まで、「寡婦(夫)控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税となる世帯」として減免を受けておりましたが、令和3年度からは減免の適用を受けることができないのですか。

A 令和3年5月末までは、令和2年度に市が発行した「横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用通知書」が有効ですので、クラブに提出することで減免を受けることができます。

令和3年6月以降については、令和3年度分の「③市民税所得割非課税世帯の方が提出する書類」をご提出ください。また、就学援助を受けている場合は、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 平成 24 年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯であり、令和2年度は減免の適用を受けておりましたが、令和3年度からは対象となりませんか。

A 対象となりません。「平成 24 年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯」を減免の対象とする取扱いは平成 30 年度末をもって廃止しました。(令和2年度末まで経過措置あり。) なお、令和3年度より新たに就学援助を受けている方を対象に減免制度を拡充しています。